

監査の品質の一層の向上のために
— 審査基本方針等 —

新	旧
<p>監査の品質の一層の向上のために — 審査基本方針等 —</p> <p style="text-align: right;"><u>公認会計士・監査審査会</u> <u>平成 19 年 6 月 29 日</u> <u>改正 平成 20 年 6 月 30 日</u></p> <p>(前略)</p> <p>日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の運営の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第 46 条の 9 の 2）。</p> <p>(中略)</p> <p>【視点】 (略)</p> <p>【目標】 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく^(注)。</p> <p><u>(注) こうした考え方を踏まえ、これまで審査会が実施した検査において、監査事務所の品質管理に關し指摘した事項の中から、監査の質の維持・向上を図るため、監査事務所が自主的な取組みを行っていく上で参照することが有益であると考えられるものを、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ公表した（平成 20 年 2 月）。当該事例集については、検査の実施状況等を踏まえ、今後も見直しを行っていく。</u></p> <p>1. 審査基本方針 (略)</p> <p>2. 検査基本方針</p> <p>(1) 検査の枠組み (略)</p>	<p>監査の品質の一層の向上のために — 審査基本方針等 —</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 19 年 6 月 29 日</u> <u>公認会計士・監査審査会</u></p> <p>(前略)</p> <p>日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第 46 条の 9 の 2）。</p> <p>(中略)</p> <p>【視点】 (略)</p> <p>【目標】 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく。</p> <p>(新設)</p> <p>1. 審査基本方針 (略)</p> <p>2. 検査基本方針</p> <p>(1) 検査の枠組み (略)</p>

新	旧
<p>(2) 検査の実施 (略)</p>	<p>(2) 検査の実施 (略)</p>
<p>(3) 検査の手続 (略)</p>	<p>(3) 検査の手続 (略)</p>
<p>3. 外国監査法人等に対する対応</p> <p><u>平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなったことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。</u></p>	<p>(新設)</p>